

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年 一月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いまにしクリニック泌尿器内科	青森市松原一丁目五番一四号	令和八年一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こやなぎ通りミカ歯科クリニック	青森市はまなす二一一八一一六	令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鹿内歯科医院	八戸市大字根城字馬場頭三番地一九	令和八年一月一日